

岐阜競輪場自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨及び目的

岐阜競輪場では、快適な施設とするため、自動販売機を設置し、来場者に飲料水等を提供しており、その役割を担っている自動販売機の設置事業者の選定を行う。

来場者へのサービスの充実を図ることを目的とし、自動販売機を一括して設置・運営させるため、経験、企画力及び実行力を有する事業者(法人・団体)を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり必要な手続等について定めるものとする。応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連資料を提出するものとする。

2 概要

- (1) 名称 岐阜競輪場自動販売機設置事業
- (2) 内容 別紙「岐阜競輪場自動販売機設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日までの 3 年間とし、期間の延長及び更新はしない。(借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。)

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和 62 年 3 月 27 日決裁)に規定する資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 法人住民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 23 年 3 月 31 日決裁)第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 参加表明書の提出期限の日を基準日として前 3 年間に、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく行政処分を受けていない者であること。
- (8) 参加表明書の提出期限の日を基準日として前 3 年間継続して、飲料水及び食品自動販売機を設置している実績がある者であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの予定は、次のとおりとする。

内容	年月日
募集の公告	令和 7 年 11 月 7 日(金)から 12 月 1 日(月)まで
質問受付期間	令和 7 年 11 月 7 日(金)から 11 月 17 日(月)午後 5 時まで
質問の回答日	令和 7 年 11 月 21 日(金)
審査(プレゼンテーション)	令和 7 年 12 月下旬(予定)
審査結果の公表	令和 8 年 1 月上旬(予定)

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次の書類を提出すること。

提出書類名	部数
参加表明書兼誓約書(様式 1)	1 部
暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式 2)	1 部
提案者情報書(様式 3)	1 部
貸付料等提案書(様式 4)	1 部
企画提案書(任意様式)	10 部
法人の場合:履歴事項全部証明書(参加表明書の提出期限の日から 3 か月以内に発行されたもの) 団体の場合:団体の定款、規約、組織構成がわかる書類(写し可)	1 部
財務諸表の写し(直近 2 か年分)	1 部
法人の場合:本店、支店又は営業所等の所在地の法人住民税の納税証明(参加表明書提出期限の日から 3 か月以内に発行されたもの。直近 1 か年分。写し可) 団体の場合:構成員全員に未納がないこと分かる証明書(参加表明書の提出期限の日から 3 か月以内に発行されたもの。直近 1 か年分)	1 部
法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(参加表明書の提出期限の日から 3 か月以内に発行されたもの。直近 1 か年分。写し可)	1 部
参加資格(8)に該当する者であることを証する書類(契約書の写し等)	1 部

(2) 提出書類の取扱い

ア 岐阜市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出書類は、作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

エ 提出書類(上記ウの複製を含む。)は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

オ 提出書類は、岐阜市情報公開条例(昭和 60 年岐阜市条例第 28 号)に基づき公開する場合がある。

カ 提案者から提供された個人情報は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

キ 個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティ等に関する規定に準じて取り扱う。

ク 提出書類の内容について、別途確認することがある。

ケ 岐阜市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 提出場所

岐阜市東栄町 5 丁目 16 番地1 岐阜競輪場

(4) 提出方法

上記場所に持参することとし、郵送又は電子メールによる提出を認めない。

(5) 受付期間

午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(6) 提出期限

令和 7 年 12 月 1 日(月) 午後 5 時まで

6 提出書類に関する留意事項

(1) 企画提案書(任意様式)

ア 企画提案書の提出は、1 事業者につき1提案とする。

イ 本文文字サイズを 10.5 ポイント以上とすること。

ウ 原則として A4 サイズで統一すること。やむを得ず異なるサイズの資料を入れ込む場合は、A4 サイズに揃えて折り込むこと。

エ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とすること。

オ 提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を記載しないこと。

(2) 企画提案書(任意様式)の記載内容

仕様書に基づき、少なくとも次に掲げる項目を明記すること。また、提案者の適正や優位性をわかりやすく記載すること。

- ・参加表明書の提出期限を基準日として前 3 年間における公営競技場への自動販売機設置実績
- ・取扱商品
- ・販売価格
- ・商品の販売体制(補充、品質管理方法等)
- ・故障、問合せ及び苦情等の対応方法
- ・衛生管理体制
- ・自動販売機等の性能
- ・独自提案(自社の強み)

(3)その他

本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(任意様式)を持参すること。

7 質問の受付及び回答方法

(1)質問方法

質問がある場合は質問票(様式5)を電子メールで提出し、必ず電話にて電子メールが届いたかどうかを確認すること。

(2)提出期限

令和7年11月17日(月) 午後5時まで

(3)提出先

岐阜競輪場 jigyo@city.gifu.gifu.jp (メールアドレス)

(4)質問に対する回答方法

ア 質問者を非公表の上、岐阜市ホームページにおいて掲載する。

イ 事業者選定において、公平性を保つことができないと認められる質問については、回答しないことがある。

ウ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加または修正をしたものとみなす。

8 審査方法及び結果の通知方法等

(1)審査委員会の設置

ア 岐阜市プロポーザル審査委員会審査規則(平成25年岐阜市規則第18号)に基づき、岐阜競輪場自動販売機設置事業者選定に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行う。

イ 審査委員会は、委員4名で組織し、非公開で行う。

(2)審査の方法

ア 審査委員会が定めた審査基準に基づき、審査委員会において企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査により採点する。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価項目ごとに最も多く1位票を獲得した提案者を優位とする。1位票が同数の場合には、その中から2位票の多い提案者を優位とする(以下同様の取扱いとする。)

ウ イで決定した順位が1位の提案者を最優秀者、2位の提案者を優秀者に決定する。

エ 基準点は、配点の6割とし、採点の結果が基準点に満たない場合は、最優秀者及び優秀者として選定しないこととする。

オ 提案者が1者のみの場合も審査を行い、採点の結果が基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。

カ 基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

キ 参加者が多数の場合には、業務実績や価格点等により、あらかじめプレゼンテーションの参加者を5者程度に選定する場合がある。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの持ち時間は1者につき15分を上限とし、その後10分程度の質疑応答を行う。

イ 出席者は、2名までとする。

ウ 実施順序は、提出書類の受付順とする。

エ プレゼンテーションは提出書類のみを用いて行い、追加書類等は認めない。

オ プレゼンテーションの実施に当たり使用するPC等の備品は全て提案者で用意することとし、当該備品等については、事前に報告すること。

カ プロジェクター、スクリーン及びコンセントについては、岐阜市で用意する。

キ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日文書にて通知する。

(4) 審査基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。

イ 評価点は次の表とおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の係数を乗じて得た点数を合計して採点する。

評価項目	評価点数
A:非常に高く評価できる	5点
B:高く評価できる	4点
C:概ね評価できる(標準)	3点
D:あまり評価できない	2点
E:まったく評価できない	1点

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果は、岐阜市ホームページにて公表する。なお、審査結果において、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、それ未満の順位の提案者については匿名にて点数を公表する。

ウ 審査結果に対しての異議申し立て等は、受け付けない。

(6) 契約

ア 最終審査結果の通知後、速やかに岐阜市と最優秀者との間で、業務内容、仕様書等の契約内容について協議の上、契約を締結する。

イ 最優秀者との協議が整わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

ウ 事業者の選定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、

契約を締結する相手方を決定するものではない。

9 プロポーザルへの参加に関する留意事項

(1) 共通事項

- ア 本プロポーザルの参加者は、本実施要領等を熟読し、これを遵守すること。
- イ 本プロポーザルの参加者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 岐阜市が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(2) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 参加資格を満たさない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提案した 1 m²当たりの土地及び建物の貸付料の金額が最低貸付料を下回る場合
- エ 提案した湯茶の原材料及び消耗品費及び正面スタンド 3 階有料席の飲料水販売に係る費用の岐阜市の負担部分の価格が上限額を上回っている場合
- オ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- カ 審査の公正及び公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(3) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている手法等を用いた場合、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(4) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

10 事務局

〒 500-8144 岐阜市東栄町 5 丁目 16 番地 1

岐阜競輪場 競輪事業課 施設係 作倉

電話番号 058-245-3161

電子メールアドレス jigyo@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

評価項目		評価事項	評価点	係数	配点
業務内容	経営状況	安定した経営が見込めるか	5	×2.0	10
	業務実績	公営競技場への自動販売機等設置実績を有しているか			10
提案内容	販売内容	内容は豊富に提案されているか	5	×3.0	55
	補充及び品質管理体制	商品の補充及び品質管理は適切か	5	×2.0	
	故障、問合せ及び苦情対応	故障、苦情及び問合せの対応は適切か	5	×2.0	
	衛生管理体制	衛生管理方法は適切か	5	×2.0	
	独自提案	他社にはない強みはあるか	5	×2.0	
価格内容	土地及び建物の貸付料(円/㎡)	満点(5点)×自社が提案する貸付料/提案価格のうちの最高貸付料			15
	給茶機(湯・水)にかかる市の負担額	満点(5点)×提案価格のうちの最低負担額/自社が提案する負担額			
	給茶機(茶)にかかる市の負担額	満点(5点)×提案価格のうちの最低負担額/自社が提案する負担額			
地域経済	地域経済発展への寄与	市内に本店又は支店を有しているか			10
合計					100